

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○平成二十二年宮城県告示第七百七十六号（情報公開条例第三十八条 第二項の規定による特定出資団体等の指定）の一部改正 （県政情報公開室）	一
○特定非営利活動法人の設立の認証申請（三件） （共同企画社会推進課）	一
○生活保護法による指定介護機関の指定 （社会福祉課）	二
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出 （同）	四
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 （障害福祉課）	五
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出 （同）	五
○土地収用法に基づく収用の手続開始 （用地課）	六
○土地地区画整理組合の事業計画変更の認可 （都市計画課）	六
○開発行為に関する工事の完了（二件） （建築宅地課）	六
○県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 教育委員会	六
○県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 選挙管理委員会	六
○政治団体の届出	七
○政治団体の届出事項の異動届	八
○政治団体の解散届	八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十二年分）	八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十三年分）	九
○資金管理団体の届出	九
○資金管理団体の届出事項の異動届	九
○資金管理団体の指定取消しの届出	九

告 示

- 不在者投票を管理すべき施設の指定等
- 個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正
- 証票の無効（二件）

○宮城県告示第七百六十号

平成二十二年宮城県告示第七百七十六号（情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指定）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月二十一日から施行する。

平成二十三年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号40を次のように改める。

40 一般財団法人宮城県建築住宅センター

第一号43を次のように改める。

43 公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター

第二号中2を削り、3を2とし、4を3とする。

○宮城県告示第七百六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 みやぎみなとまちづくり市民会議

一 代表者の氏名 鈴木 美範

二 主たる事務所の所在地 塩竈市清水沢三丁目十一番三十一号

三 定款に記載された目的 この法人は、まちづくりに欠かせないものは、これから未来を作り上げる「人」であると考え、環境教育や人材育成を通して、まちに必要な

とされるひとつづくり、まちづくり活動に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十三年九月二十七日

○宮城県告示第七百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年十月二十一日

<p>四 申請のあった年月日 平成二十三年九月二十八日</p> <p>○宮城県告示第七百六十三号</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>平成二十三年十月二十一日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>		<p>一 代表者の氏名 永井 信義</p> <p>二 主たる事務所の所在地 黒川郡大衡村駒場字彦右衛門橋百八十三番地六</p> <p>三 定款に記載された目的 この法人は、音楽、特に歌声、それらの力を地域や街の活性化、被災地支援、復興のために効果的に用いて、年齢、性差、国籍を問わず、広く門戸を開き、多くの人々の力を結集し、行政、地域関係者、音楽関係者や他のNPOとの協力のもとに活動を展開し社会に寄与することを目的とする。</p> <p>四 申請のあった年月日 平成二十三年九月二十八日</p> <p>○宮城県告示第七百六十四号</p> <p>生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。</p> <p>平成二十三年十月二十一日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>																					
<p>二 訪問看護</p> <table border="1"> <tr> <td>事業所の名称</td> <td>事業所の所在地</td> <td>申請者の名称</td> <td>申請者の所在地</td> <td>指定年月日</td> </tr> <tr> <td>ヘルパーステーションうさぎ</td> <td>石巻市中央三丁目一・二十九華心一階</td> <td>株式会社明美会</td> <td>石巻市新館二丁目三番三十二号二百一号</td> <td>平成二十三年八月十五日</td> </tr> </table>		事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日	ヘルパーステーションうさぎ	石巻市中央三丁目一・二十九華心一階	株式会社明美会	石巻市新館二丁目三番三十二号二百一号	平成二十三年八月十五日	<p>一 代表者の氏名 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>二 主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人 BAROQUE WORKS</p> <p>武田 雄高</p> <p>気仙沼市南郷五番地五</p> <p>この法人は、分かち合い支え合う気持ちや、地域住民の交流活性化を図るための文化、スポーツに関する活動、地域に暮らす住民に対し安全な生活環境と住環境を再構築し保全する活動、地域の資源や産業を活用し新たな地域振興策と地域活性化事業を創造し地域を再生する活動事業を行うことを目的とする。</p> <p>平成二十三年九月二十八日</p>											
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日																			
ヘルパーステーションうさぎ	石巻市中央三丁目一・二十九華心一階	株式会社明美会	石巻市新館二丁目三番三十二号二百一号	平成二十三年八月十五日																			
<p>三 訪問リハビリテーション</p> <table border="1"> <tr> <td>事業所の名称</td> <td>事業所の所在地</td> <td>申請者の名称</td> <td>申請者の所在地</td> <td>指定年月日</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団爽秋会岡部医院</td> <td>名取市植松一丁目一番二十四号</td> <td>医療法人社団爽秋会</td> <td>名取市植松一丁目一番二十四号</td> <td>平成二十三年九月二日</td> </tr> <tr> <td>訪問看護ステーション春圃</td> <td>気仙沼市中前二丁目一番地八</td> <td>医療法人くさの実会</td> <td>気仙沼市浪板百四十</td> <td>平成二十三年八月二日</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団爽秋会岡部医院</td> <td>名取市植松一丁目一番二十四号</td> <td>医療法人社団爽秋会</td> <td>名取市植松一丁目一番二十四号</td> <td>平成二十三年九月二日</td> </tr> </table>		事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日	医療法人社団爽秋会岡部医院	名取市植松一丁目一番二十四号	医療法人社団爽秋会	名取市植松一丁目一番二十四号	平成二十三年九月二日	訪問看護ステーション春圃	気仙沼市中前二丁目一番地八	医療法人くさの実会	気仙沼市浪板百四十	平成二十三年八月二日	医療法人社団爽秋会岡部医院	名取市植松一丁目一番二十四号	医療法人社団爽秋会	名取市植松一丁目一番二十四号	平成二十三年九月二日	<p>二 申請のあった年月日 平成二十三年九月二十八日</p> <p>○宮城県告示第七百六十三号</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>平成二十三年十月二十一日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日																			
医療法人社団爽秋会岡部医院	名取市植松一丁目一番二十四号	医療法人社団爽秋会	名取市植松一丁目一番二十四号	平成二十三年九月二日																			
訪問看護ステーション春圃	気仙沼市中前二丁目一番地八	医療法人くさの実会	気仙沼市浪板百四十	平成二十三年八月二日																			
医療法人社団爽秋会岡部医院	名取市植松一丁目一番二十四号	医療法人社団爽秋会	名取市植松一丁目一番二十四号	平成二十三年九月二日																			
<p>三 事業所の名称</p> <p>医療法人社団爽秋会岡部医院</p> <p>名取市植松一丁目一番二十四号</p>		<p>三 申請者の名称</p> <p>医療法人社団爽秋会</p> <p>名取市植松一丁目一番二十四号</p>		<p>指定年月日</p> <p>平成二十三年九月二日</p>																			

四 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
医療法人社団爽秋会岡部医院	名取市植松一丁目一番二十四号	医療法人社団爽秋会	名取市植松一丁目一番二十四号	平成二十三年九月二日
仙台調剤薬局古川店	大崎市古川駅東三丁目四・二十一	株式会社仙台調剤	仙台市泉区泉中央三丁目二十九・七	平成二十三年六月二日

五 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービスえん	巨理郡山元町坂元字町十一番地	株式会社えん	巨理郡山元町山寺字東泥沼三十一番地四	平成二十三年八月二日
あさひデイサービスセンター	大崎市古川旭一丁目三番八号	株式会社金寿	大崎市古川駅前大通六丁目二番八号	平成二十三年七月二日
デイサービスセンターさくら	登米市南方町雷九番地一号	有限会社さくら	登米市迫町佐沼字中江五丁目八番地の六	平成二十三年六月二日

六 居宅介護支援事業

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
居宅介護支援センターさくら	登米市南方町雷九番地一号	有限会社さくら	登米市迫町佐沼字中江五丁目八番地の六	平成二十三年六月二日
ケアプランセンターうさぎ	石巻市中央三丁目一・二十九華心一階	株式会社明美会	石巻市新館二丁目二番三十二号二百一号	平成二十三年八月十五日

七 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ヘルパーステーションうさぎ	石巻市中央三丁目一・二十九華心一階	株式会社明美会	石巻市新館二丁目二番三十二号二百一号	平成二十三年八月十五日

八 介護予防訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション春風	気仙沼市田中前一丁目一番地八	医療法人くさの実会	気仙沼市浪板百四十	平成二十三年八月二日

九 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
仙台調剤薬局古川店	大崎市古川駅東三丁目四・二十一	株式会社仙台調剤	仙台市泉区泉中央三丁目二十九・七	平成二十三年六月一日

十 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービスえん	巨理郡山元町坂元字町十一番地	株式会社えん	巨理郡山元町山寺字東泥沼三十一番地四	平成二十三年八月一日
あさひデイサービスセンター	大崎市古川旭一丁目三番八号	株式会社金寿	大崎市古川駅前大通六丁目二番八号	平成二十三年七月一日
デイサービスセンターさくら	登米市南方町雷九番地一号	有限会社さくら	登米市迫町佐沼字中江五丁目八番地の六	平成二十三年六月一日

十一 介護予防通所リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
アルバイン川崎	柴田郡川崎町大字前川字北原五十九番六号	医療法人社団光友会	仙台市泉区実沢字立田屋敷十七・一	平成二十三年四月一日

十二 介護予防短期入所療養介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
アルバイン川崎	柴田郡川崎町大字前川字北原五十九番六号	医療法人社団光友会	仙台市泉区実沢字立田屋敷十七・一	平成二十三年四月一日

○宮城県告示第七百六十五号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。
 平成二十三年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
--------	---------	--------	---------	-------

新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
	株式会社東京インテリア家具メテ イカルサービス事業部仙台営業所		医療法人社団健育会ひまわり在宅 ケアステーション		医療法人社団健育会ひまわり訪問 看護ステーション		医療法人社団健育会中央介護支援 センター		石巻市中央地域包括支援センター
名取市手倉田字諏訪五百二十四番地	名取市田高字原百五十八	石巻市開成一番地三十五石巻ルネッサンス館内	石巻市門脇町一丁目三番二十二号東鯉会館内	石巻市開成一番地三十五石巻ルネッサンス館内	石巻市門脇町一丁目三番二十二号東鯉会館内	石巻市開成一番地三十五石巻ルネッサンス館内	石巻市門脇町一丁目三番二十二号東鯉会館内	石巻市開成一番地三十五石巻ルネッサンス館内	石巻市門脇町一丁目三番二十二号東鯉会館内
	株式会社東京インテリア 家具	医療法人社団健育会	医療法人社団健育会	医療法人社団健育会	医療法人社団健育会	医療法人社団健育会	医療法人社団健育会	医療法人社団健育会	医療法人社団健育会
	東京都荒川区荒川四丁目三十二番の五号	東京都板橋区東坂下一丁目十九番九号	東京都板橋区東坂下一丁目十九番九号	東京都板橋区東坂下一丁目十九番九号	東京都板橋区東坂下一丁目十九番九号	東京都板橋区東坂下一丁目十九番九号	東京都板橋区東坂下一丁目十九番九号	東京都板橋区東坂下一丁目十九番九号	東京都板橋区東坂下一丁目十九番九号
	平成二十三年九月二日	平成二十三年七月二日	平成二十三年七月二日	平成二十三年七月二日	平成二十三年七月二日	平成二十三年七月二日	平成二十三年七月二日	平成二十三年七月二日	平成二十三年七月二日

○宮城県告示第七百六十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二〇二〇〇四五五	セントケア石巻中央十五号石巻ルネッサンス館一階	同行援護	セントケア宮城株式会社	平成二十三年十月一日
○四二〇二〇〇七〇三	株式会社ワンハートサービス 石巻市蛇田字西道下二百三十七番	居宅介護、重度訪問介護（みなし）	株式会社ワンハートサービス	平成二十三年十月一日
○四二一四〇〇一六一	セントケア石巻矢本戸九十五番五号	同行援護	セントケア宮城株式会社	平成二十三年十月一日

○宮城県告示第七百六十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十三年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名	事業所の名称及び所在地	変更年月日
○四二一四〇〇一四六	社会福祉法人やすらぎ会	鳴瀬ヘルパーステーション 東松島市大塚字長浜二百六十九番地	平成二十三年八月八日
		鳴瀬ヘルパーステーション 東松島市牛網字駅前二丁目二十九番十号	
○四二一四〇〇〇二二	巨理町	巨理町ゆづり作業所 巨理郡巨理町字中町一	平成二十三年八月二日

〇四一五四〇〇四四九		財団法人宮城厚生協会	
変更後	変更前	変更後	変更前
巨理町ゆづり作業所 一 十	財団法人宮城厚生協会 がまちヘルパーステー ション 仙台市太白区長町三丁目 六番二号	財団法人宮城厚生協会 がまちヘルパーステー ション 仙台市太白区長町三丁目 七番十三号アルプス技 研 仙台長ビル四階	財団法人宮城厚生協会 がまちヘルパーステー ション 仙台市太白区長町三丁目 六番二号
	平成二十三年 九月一日		

〇宮城県告示第七百六十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用の手続開始の申立てがあつたので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 収用の手続が開始される土地等

1 収用の手続が開始される土地 仙台市宮城野区苦竹一丁目地内

2 起業者の名称 国土交通大臣

3 事業の種類 一般国道四十五号改築工事（坂下拡幅・宮城県仙台市宮城野区苦竹一丁目地内から同市同区苦竹二丁目地内まで）

二 起業者が収用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

仙台市宮城野区役所（建設部公園課）

〇宮城県告示第七百六十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十三年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

角田市町尻土地区画整理組合

二 事務所の所在地

角田市角田字大坊四十一番地

三 設立認可の年月日

平成七年六月十二日

四 変更認可の年月日

平成二十三年十月十三日

公 告

〇都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十三年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

黒川郡富谷町富谷字清水沢三十二番、三十五番及び三十六番五の各一部、同字宮ノ沢五十八番二の一部（第三工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

富谷町

〇都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十三年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

黒川郡大和町吉岡字上柴崎六十四番、六十五番、六十六番、六十七番、六十八番の一部及び六十九番の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

黒川郡大和町吉岡南一丁目二十五番地一

千葉 繁雄

仙台市青葉区みやぎ台四丁目四番一号

山口 秀子

黒川郡大和町吉岡南二丁目八番地八

高平 彩名

教育委員会

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月二十一日

宮城県教育委員会

委員長 勅使瓦 正 樹

○宮城県教育委員会規則第十四号

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

県立特別支援学校学則(昭和四十三年宮城県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二号の表宮城県立光明支援学校の項中

六三	四九	五四	六三
----	----	----	----

に改

め、同表宮城県立西多賀支援学校の項中

一四	一四	六	一一	一四	一四
----	----	---	----	----	----

に改

め、同表宮城県立石巻支援学校の項中

二七	三五	三八	二七
----	----	----	----

に改め、同表宮城県

立気仙沼支援学校の項中

二四	二七	一九	三〇	二四	二七
----	----	----	----	----	----

に改め、同表宮城県

立名取支援学校の項中

五七	四九	四六	五〇	五七	四九
----	----	----	----	----	----

に改め、同表宮城県立

角田支援学校の項中

三〇	二七	二四	二七	三〇	二七
----	----	----	----	----	----

に改め、同表宮城県立迫

支援学校の項中

一九	二七	一六	二七	一九	二七
----	----	----	----	----	----

に改め、同表宮城県立金成支

援学校の項中

一九	一六	二三	一九
----	----	----	----

に改め、同表宮城県立古川支援学校の項中

支援学校の項中

二七	三八	二七	三一	二七	三八
----	----	----	----	----	----

に改め、同表宮城県立船岡支援学校の項中

支援学校の項中

二〇	二〇	二〇	一九	二〇	二〇
----	----	----	----	----	----

に改め、同表宮城県立山元支援学校の項中

二八	一九	一一
----	----	----

を

二二	二八	一九
----	----	----

に改め、同表宮城県立利府支援学校の項中

六二	五九	四三
----	----	----

を

四六	六二	五九
----	----	----

に改め、同表宮城県立支援学校岩沼高等学園

四八	四〇
----	----

を

四〇	四八
----	----

に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第百一十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十三年十月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

(一) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

代表者の氏名 会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

いたばし美保後援会 板橋 美保 板橋 明美 名取市高館熊野堂字岩口下三七・一 平成二十三年九月二十日

小野寺一貴後援会 川村 登 三浦 三郎 仙台市若林区穀町一・一〇一 平成二十三年九月二十八日

後藤洋一後援会 大友 信裕 伊藤 昭男 遠田郡涌谷町字砂田前九・一 平成二十三年九月二十六日

佐藤淳一後援会 佐藤 淳一 佐藤 淳一 岩沼市下野郷字館外三六二 平成二十三年九月九日

しげみ栄子後援会 門馬 俊彦 重貫 哲男 岩沼市里の杜二・八・三二 平成二十三年九月十四日

税理士による秋葉賢 菊地 弘生 鈴木 一樹 仙台市宮城野区幸町五・四・一 平成二十三年九月十二日

ふるさと宮城22 渡邊 勝幸 小松真知子 仙台市若林区古城三・一四・五 平成二十三年

宮城維新の会 赤間 学 赤間 学 仙台市太白区泉崎一・一八・三五 平成二十三年九月十五日
 宮本昭雄後援会 大河内裕治 渡邊 光一 伊具郡丸森町大内字東福田九七 平成二十三年九月二日
 ○宮選管告示第百十三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。
 平成二十三年十月二十一日 宮城県選挙管理委員会 委員長 佐藤 健 一

(一) 政党の支部

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日
 自由民主党女川町支部 会計責任者 石森 洋悦 佐藤 武雄 平成二十三年九月二十八日
 自由民主党多賀城市支部 主たる事務 多賀城市八幡二・二 多賀城市中央一・一 平成二十三年九月十五日
 自由民主党宮城県ときわ会支部 代表者 吉田 幸一 高田 正朗 平成二十三年九月一日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日
 猪股洋文後援会 主たる事務 加美郡加美町字町裏 加美郡加美町字矢越 平成二十三年九月十六日
 大石正光宮城県後援会 主たる事務 栗原市若柳字川南町 登米市迫町佐沼字南 平成二十三年九月十二日
 大野栄光後援会 会計責任者 大野 竹男 大浦 常雄 平成二十三年九月一日
 菅野哲雄後援会 会計責任者 山崎 敏雄 村上 進 平成二十三年九月十六日
 佐藤澄男後援会 主たる事務 加美郡加美町字長清 加美郡加美町字岡町 平成二十三年九月二日
 新世紀調査会 主たる事務 仙台市青葉区本町一 仙台市青葉区本町一 平成二十三年九月十三日
 「好きです石巻」の会 主たる事務 石巻市水明北二・六 石巻市門脇字浦屋敷 平成二十三年九月二日
 須田善明連合後援会 会計責任者 石森 洋悦 阿部 禎悦 平成二十三年九月三十日

全日本不動産政治連盟 会計責任者 庄司 一郎 鈴木 秀勇 平成二十三年九月九日
 宮城県本部
 竹内和彦後援会 代表者 大宮 好見 岩佐 高 平成二十三年九月十六日
 土井喜美夫連合後援会 主たる事務 石巻市水明北二・六 石巻市門脇字浦屋敷 平成二十三年九月二日
 長崎たつお後援会 代表者 黒田 国雄 黒田 国男 平成二十三年九月九日
 21宮城県農政推進同士の会 主たる事務 登米市米山町中津山 黒川郡大和町吉田字 平成二十三年九月二十日
 字猪込一〇四 八反田上一五
 早坂利悦後援会 代表者 秋山 耕 佐藤 公夫
 東山たつお育てる会 代表者 東山 竜起 斎藤 建雄 平成二十三年九月七日
 宮城県電工組政治連盟 会計責任者 佐藤富士夫 吉田 征郎 平成二十三年九月十五日
 ○宮選管告示第百十四号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。
 平成二十三年十月二十一日 宮城県選挙管理委員会 委員長 佐藤 健 一

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日
 佐竹久美子とともに歩む会 佐竹久美子 平成二十三年八月三十一日
 高橋正道後援会 熊谷 秋一 平成二十三年九月十九日
 ○宮選管告示第百十五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
 平成二十三年十月二十一日 宮城県選挙管理委員会 委員長 佐藤 健 一

政治団体の収支報告書の要旨 (単位: 円)		政治団体の収支報告書の要旨 (単位: 円)	
<p>(資金管理団体)</p> <p>佐竹久美子とともに歩む会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 佐竹久美子</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員</p> <p>報告年月日 23. 9. 22 (23. 8. 31解散)</p> <p>1 収入総額 320,635</p> <p>前年繰越額 320,635</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>(その他の政治団体)</p> <p>高橋正道後援会</p> <p>報告年月日 23. 5. 11 (23. 9. 19解散)</p> <p>1 収入総額 26,877</p> <p>前年繰越額 26,877</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○宮城県告示第百十六号</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十三年十月二十一日</p> <p>宮城県選挙管理委員会</p> <p>委員長 佐藤 健一</p>		<p>3 支出の内訳</p> <p>経常経費 178,000</p> <p>事務所費 178,000</p> <p>政治活動費 142,635</p> <p>組織活動費 142,635</p> <p>(その他の政治団体)</p> <p>高橋正道後援会</p> <p>報告年月日 23. 9. 26 (23. 9. 19解散)</p> <p>1 収入総額 26,877</p> <p>前年繰越額 26,877</p> <p>2 支出総額 26,877</p> <p>3 支出の内訳</p> <p>経常経費 26,877</p> <p>事務所費 26,877</p> <p>○宮城県告示第百十七号</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第一項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。</p> <p>平成二十三年十月二十一日</p> <p>宮城県選挙管理委員会</p> <p>委員長 佐藤 健一</p>	
<p>資金管理団体の届出をした者の氏名</p> <p>佐藤 淳一 若沼市議会議員</p> <p>東山 竜起 仙台市議会議員</p> <p>渡邊 勝幸 宮城県議会議員</p> <p>○宮城県告示第百十八号</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した届届出があった。</p> <p>平成二十三年十月二十一日</p>		<p>資金管理団体の届出をした者の氏名</p> <p>公職の種類</p> <p>資金管理団体の名称</p> <p>主たる事務所の所在地</p> <p>代表者の氏名</p> <p>届出年月日</p> <p>佐藤 淳一 若沼市議会議員</p> <p>東山 竜起 仙台市議会議員</p> <p>渡邊 勝幸 宮城県議会議員</p> <p>ふるさと宮城22</p> <p>仙台市青葉区桜ヶ丘四・二七・七</p> <p>仙台市若林区古城三・一四・五</p> <p>渡邊 勝幸</p> <p>平成二十三年九月九日</p> <p>平成二十三年九月七日</p> <p>平成二十三年九月十五日</p>	

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

資金管理団体の届出事項の異動事項の届出をした者の氏名

公職の種類 資金管理団体の名称 異動事項 新 旧

須田 善明 宮城県議会議員 須田善明連合後援会 主たる事務所の所在地 石巻市中里六・一三二一 石巻市後生橋六・三二一

○宮選管告示第百十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十三年十月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の指定の届出をした者の氏名 公職の種類 資金管理団体の名称 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 届出年月日

鈴木 康弘 白石市議会議員 鈴木やすひろ（康弘）後援会 白石市越河五賀字上馬渡戸一 鈴木 康弘 平成二十三年九月十四日

(二) 法第十九条第三項第二号による届出

届出をした者の氏名 公職の種類 資金管理団体の名称 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 資金管理団体がなくなった旨の届出年月日

佐竹久美子 仙台市議会議員 佐竹久美子とともに歩む会 仙台市宮城野区鶴ヶ谷一・一八・六 佐竹久美子 平成二十三年九月二十二日

○宮選管告示第百二十号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一登米市立豊里病院の項の次に次のように加える。

公立志津川病院

同 市米山町字桜岡大又三番地一

別表第一公立志津川病院の項を削る。

附則

この告示は、平成二十三年十月二十一日から施行する。

○宮選管告示第百二十一号

平成二十七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

市営野球場住宅集会所の項の次に次のように加える。

長磯七半沢地区住宅集会所 同 市長磯七半沢六〇番地

山元町農村基盤交流施設合戦原学堂の項の次に次のように加える。

株式会社ナガワ仙台工場敷地内急仮設住宅集会所 同 郡同 町八手庭字北向二番地一

浅生原内手急仮設住宅集会所 同 郡同 町浅生原内手七〇番地

浅生原東田急仮設住宅集会所一 同 郡同 町浅生原東田六六番地一

浅生原東田急仮設住宅集会所二 同 郡同 町浅生原東田六六番地一

浅生原箱根急仮設住宅集会所 同 郡同 町浅生原箱根二三番地一

高瀬西石山原急仮設住宅集会所 同 郡同 町高瀬西石山原五一番地二

町民グラウンド急仮設住宅集会所 同 郡同 町高瀬字合戦原一〇〇番地一

旧坂元中学校跡地急仮設住宅集会所 同 郡同 町坂元字大山五番地

中山熊野堂急仮設住宅集会所 同 郡同 町坂元字熊野堂一〇番地二

清水コミュニティセンターの項を削り、大沢安住集会所の項中「同 郡同 町浦宿浜字篠浜山一〇七番地三」を「牡鹿郡女川町浦宿浜字篠浜山一〇七番地三」に改め、鷲神第一集会所の項、鷲神第二集会所の項、横浦集会所の項、大石原集会所の項、大原集会所の項、石浜集会所の項、竹浦集会所の項、尾浦漁民センターの項、伊勢集会所の項、尾田峯集会所の項、川尻集会所の項、桐ヶ崎集会所の項、指ヶ浜集会所の項、小屋取憩の家、上区集会所の項、女川町出島開発総合センターの項、女川集会所の項、高白コミュニティセンターの項、塚浜漁民福祉センターの項及び出島漁村憩の家の項を削り、上区第二集会所の項の次に次のように加える。

女川第一小学校グラウンド急仮設住宅集会所 同 郡同 町浦宿浜字門前四番地

町民多目的運動場急仮設住宅集会所 同 郡同 町女川浜字大原一九〇番地

清水地区応急仮設住宅集会所 同 郡同 町女川浜字日蔭五一番地の一
 針浜地区応急仮設住宅談話室 同 郡同 町針浜字針浜四三六番地の一

旧第三保育所応急仮設住宅談話室 同 郡同 町宮ヶ崎七六番地の一

新田地区①応急仮設住宅談話室 同 郡同 町女川浜字新田一四番地

新田地区②応急仮設住宅談話室 同 郡同 町女川浜字新田一四番地

小乗浜地区応急仮設住宅談話室 同 郡同 町小乗浜字小乗八八番地の二

小乗浜地区(向)応急仮設住宅談話室 同 郡同 町小乗浜字向四七番地の二

高白浜地区応急仮設住宅談話室 同 郡同 町高白浜字尾畑二六番地の一

横浦北地区応急仮設住宅談話室 同 郡同 町横浦字名不知四二番地の一

指ヶ浜地区応急仮設住宅談話室 同 郡同 町指ヶ浜字指ヶ浜五七番地

野々浜地区応急仮設住宅談話室 同 郡同 町野々浜字野々浜一五一番地

桐ヶ崎地区応急仮設住宅談話室 同 郡同 町桐ヶ崎字桐ヶ崎二一番地の一

出島応急仮設住宅出島地区談話室 同 郡同 町出島字高森山一番地の六五

出島応急仮設住宅寺間地区談話室 同 郡同 町出島字高森山一番地の六五

旧女川第三小学校多目的ホール 同 郡同 町出島字尾浦一四五番地の二

女川町総合体育館小体育室 同 郡同 町女川浜大原一九〇番地

石巻パイパス用地応急仮設住宅東集会所 石巻市沢田字平形四六番地

石巻パイパス用地応急仮設住宅西集会所 同 市沢田字平形四六番地

石巻市蟹田応急仮設住宅談話室 同 市流留字一番田五三番地

石巻市内田応急仮設住宅談話室 同 市流留字内田七四番地

○宮選管告示第百二十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第百十条の五の規定により交付した左記の証票

は、平成二十三年十月十一日以降無効とする。

平成二十三年十月二十一日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 佐藤健一

記

証票番号 第三号の〇六一

証票番号 第三号の〇一五

○宮選管告示第百二十三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第百十条の五の規定により交付した左記の証票
 は、平成二十三年十月十三日以降無効とする。

平成二十三年十月二十一日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 佐藤健一

記

証票番号 第三号の〇四七